

## 第20回岐阜地方裁判所委員会議事概要

### 1 開催日時

平成24年11月13日（火）午後1時30分から午後4時10分まで

### 2 開催場所

岐阜地方裁判所大会議室

### 3 出席者等

(委員)

安藤裕子，今瀬義幸，北川住江，田澤博司，裁成人，棚橋泰之，平田稔，山川隆司，山田耕司，山田秀樹（五十音順，敬称略）

(ゲストスピーカー)

櫻井智則民事調停委員

(事務担当者)

伏見正光岐阜簡易裁判所裁判官，民事首席書記官，刑事首席書記官，岐阜簡易裁判所庶務課長，事務局長，事務局次長，総務課長，総務課課長補佐，庶務係長

### 4 議事

#### (1) 新委員の紹介（自己紹介）

裁成人委員

#### (2) 委員長あいさつ

#### (3) 「民事調停制度の活用」について説明及び意見交換

民事調停制度の概要，調停委員としての経験談，広報活動及び岐阜簡易裁判所における消費生活相談センターとの取組について説明をした後，意見交換を行った（説明者は伏見岐阜簡裁裁判官，櫻井民事調停委員，総務課長及び岐阜簡裁庶務課長。）。意見交換の概要は別紙記載のとおり

#### (4) 法廷及び調停室の見学

(5) 裁判所からの報告

岐阜地裁における裁判員裁判の実施状況等について

(6) 次回の意見交換の主なテーマについて

岐阜家庭裁判所委員会と合同開催することを前提に、テーマを「法教育における裁判所の取組について」とすることです承が得られた。

(7) 次回期日

未定

(別紙)

## 意見交換の要旨

「民事調停制度の活用」

(A委員) 調停の期日においては、申立人と相手方が同席の上で話を聞くのか、それとも別々に話を聞くのか。

(説明者) 双方同席の上で話を聞く場合と、別々に話を聞く場合のどちらのケースもある。一般的には、調停手続の最終段階（成立ないし不成立を宣言する段階）には、双方に同席してもらうことが多いが、それまでは、相手方と顔を合わせる事がなく手続を行うというケースもある。

(B委員) 調停委員が2人指定されるということだが、調停委員と両当事者との間に面識があるかないかについて確認はするのか。

(説明者) 第1回期日を指定するのとほぼ同時に調停委員を指定するが、その際に、調停委員に対して当事者の氏名や事件名を伝え、面識がないということを確認して指定している。ただし、調停委員が事件記録を確認した際、申立書や疎明資料を見て初めて当事者と面識があることが分かった場合は、改めて別の調停委員を指定することになる。

(C委員) 先ほど調停室を見せていただいたが、調停室はどこの会社にもある休憩室のような印象を受けた。調停委員と当事者が非常に近い位置で話をすることができるのはよいと思う。

(D委員) 調停委員には何歳くらいの方が任命されているのか。

(櫻井調停委員) 調停委員は原則として40歳以上70歳未満の方が任命されることになっているが、仕事を持ちながら調停委員としての職務をこなすのは難しいこともあり、現実には60歳代の方が多い。

(D委員) 調停制度は一般市民にとってはあまりなじみのない制度であり、私自身も今回の委員会で調停制度の存在を知ったが、調停はやはり人生経

験の豊富な方に担当してもらう方が一般市民にとっては安心感があると思う。

(E 委員) 今回、久しぶりに裁判所にお邪魔したが、やはり裁判所は敷居が高いというのが正直なところである。我々マスコミとしても単に調停協会が「調停相談」を開催するという事実だけでなく、そのイベントについて分かりやすく伝えていく必要があると改めて感じた。また、一般市民はせっぱ詰まった状況でないと裁判所に行こうという気にはならないので、いろいろな商業施設において定期的に窓口を設けて、調停を申し立てた方がいいのか、個人で解決できるのかを相談できるとより良いと思う。そこで調停を申し立てた方がよいというアドバイスを受けることができれば、一般の方が調停手続を選択する後押しになるのではないかと。

(A 委員) 調停委員の話聞いて、調停にはたくさんのメリットがあると感じた。特に隣人同士のトラブルについて裁判で白黒つけたとしても、それ以降住みづらくなったりするので、調停でお互い納得のいく形で解決を図ることができるのは良いと思う。一般市民はそういった調停のメリットについて知らないことが多いと思うので、もっとアピールしたほうがよいと思う。

(F 委員) 今回のテーマが調停制度ということだったので、私の方で岐阜県弁護士会会員にアンケートを実施した。弁護士も依頼者から相談をされた後に相手方と話をしたり、交渉をしたりするが、弁護士は当然依頼者側の立場に立って話をするので、相手方からは敵と見なされてしまうため、直接、弁護士から相手方に交渉を持ちかけることはそれほどないというのが実情である。そのため、相手方との交渉を代わってやっていただける調停制度については「ありがたい」と感じている弁護士が多いと思われるし、調停委員に対しても感謝の念を抱いていると思

う。私自身も、日頃から調停制度を利用しようと思っている。

調停制度になじむものとしては隣人同士のトラブルが典型的な例であり、これまでは調停委員のいわば「人間力」により当事者を説得していただいていた。最近では、インターネットの普及により法律知識をそれなりに有している当事者も増え、法的結論を前提とした合理的な解決を目指していく必要のあるケースが増えているのではないかと。今後は、早い段階で法的な見通しを立てた上で裁判所の調停案を示していただいたり、調停委員会の見解を示していただくなどした方が、よりスムーズに進むのではないかとと思われる。

調停制度に関する広報については、トラブルを抱えた人がどこに相談に行くのかという点を把握する必要があると思う。代表的なものとしては、県や市町村などの相談窓口などが考えられるが、警察もいろいろな人が相談に行く機関であると思うので、警察とも連携できると良いのではないかと。

(G委員) 裁判所も調停も一般市民にとっては敷居が高いというイメージがあるのではないかと。調停手続に要する時間や相手方と別々に話を聞いてもらえるという点についてアナウンスがあると良いと思う。医師である調停委員が関与するのはどのような事件か。交通事故のケースが多いか。

(説明者) 交通事故の他に医療過誤のケースも考えられる。専門家から見て、実際にそのようなことが起こりうるのかという観点からアドバイスをいただいている。

(C委員) 相談員にとっても、実は裁判所は敷居が高いというイメージがあった。生活相談センターもトラブルを扱う機関ではあるが、センターでは対処できないトラブルやセンターにはなじまないトラブルについては、次は法的手段を採るかADR機関を利用していただくかということになる。

そこで、法的手段を採ることを選択された場合に、裁判まではしたくないけれどあきらめたくない、という方には、調停制度があるというところまでは話をすることはできるのだが、調停や裁判を経験したことの少ない相談員が多いので、その後のことを詳しく説明できないことがほとんどである。一方、相談者は、調停でどういうことをしなければならないのかといったことに対して不安を抱えているので、相談員としては、調停について詳しく話をすることができるのとできないのとでは説得力が変わってくると感じている。以前にも、裁判所からいろいろな情報を提供してもらえらる機会があつて、かみ砕いた説明をしていただけたので、それだけでも意外と裁判所は敷居が高いところではないのかもと感じることができた。また、そのような機会を教えていただいたことを相談者に伝えることで以前よりも説得力も増したのではないかと感じている。相談者に「まずは裁判所へ行ってみよう」という気持ちを持ってもらい、相談者自身の裁判所への抵抗感をなくすこともできたのではないかと感じている。今後も、新たな制度などについて気軽に裁判所に聞けるような機会を継続してもらえると良いと思う。

(A委員) 以前、消費生活相談を担当する部署に配属されていたことがあつたが、市役所の近くに法テラスがあつたせいか、相談員が解決できない場合には法テラスを紹介する事例が多かつたように思う。可児市に裁判所がないからかどうかは分からないが、裁判所に行くという意識が低いような気がする。県や他の市町村の相談員やいろいろな人との交流の中で、情報を交換できることは良いことだと思われる。

(C委員) 当事者の方が次のステップに進むときに一番不安に感じるのは、自分の抱えている案件が、調停なり裁判なり、その手続になじむ案件なのかといった点や費用はどの程度かかるのかといった点、知識がない自分で対峙できるのかといった点である。相談員が答えられることには限界が

あるし、かといって裁判所に聞いてくれと言うと相談者も引いてしまうことが多い。また、裁判所がこれらの疑問にどの程度答えられるのかといったことも相談員には分からないので、例えば、コールセンターのような気軽に電話できる窓口があれば良いと思う。

(F 委員) 私も最高裁がコールセンターを設ければ良いのにと思っていた。

(E 委員) いろいろな方の発言を聞いていると、やはり調停に対する一般の方の理解が不足していると思われる。それを補うためにも、例えば、高校の授業や文化祭、大学祭といった教育の場で調停制度を教える機会を設けることはできないか。社会に出る前に、このような制度もあるということを広報する機会があっても良いのではないかと感じる。

(H 委員) 裁判員裁判については、施行当時はいろいろな学校に出向いて講義をしていた。最近では、自ら裁判所に足を運んで、裁判の傍聴をしたり、裁判官を含む職員からの説明を聞いたりする方も増え、司法制度に関心を持っていただいていると思う。

(E 委員) 最近、法務省から法教育について働きかけをされることが多く、その中では刑事裁判に関するものが大きな割合を占めていると思うが、生活していく中では民事に関する知識も必要だと思う。今後は、高校生なども対象として広めていく必要もあると思う。

(I 委員) 今日は調停制度に関していろいろお話を伺ったが、調停制度には、裁判官と民間の方が共同で携わるという点において裁判員裁判と共通する部分があると感じた。また、民事調停の申立件数が伸び悩んでいるという現状においては、民事調停になじむケースを具体的に提示して広報できると良いのではないかと感じた。何でもかんでも調停にして、それが調停で解決できずに訴訟になったりすると時間の無駄にもなるし、調停制度自体にもマイナスになる。調停の特徴や具体的なケースを示して広報した方が、裁判をするよりは調停をした方が良いと感じる人もいるの

ではないか。

(J 委員) 調停制度につき、手続運営上の工夫、広報の工夫、関係機関との連携等の点において、いろいろな貴重な意見や提言をいただいた。今後、さらに裁判所で活かして、国民の期待に応えられる調停制度となるよう努力していきたい。

以 上